

八筑医発第27-372号
平成27年10月17日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

小郡市医療費助成制度の審査支払事務の委託先変更について

小郡市で実施されている医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、これまでは全て福岡県国民健康保険団体連合会に委託されていましたが、平成28年1月診療分から下記のとおり変更される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

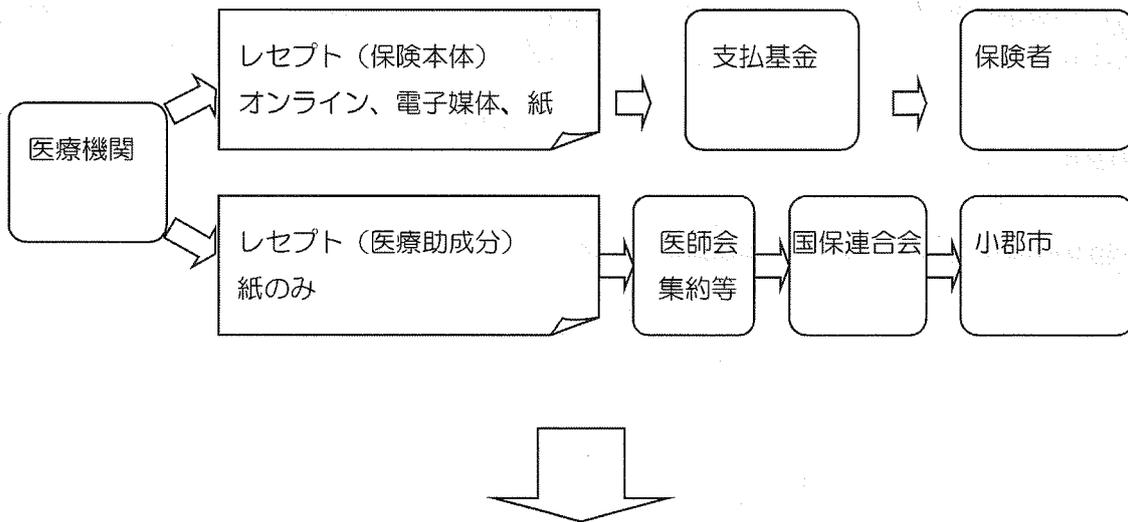
記

1. 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の小郡市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託する。
2. 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の小郡市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。
3. 月遅れ・再審査請求（平成27年12月以前診療分）については、1年間の経過措置（従来どおり国保連合会へ請求）を設け、平成29年1月請求分から支払基金への委託を実施する。

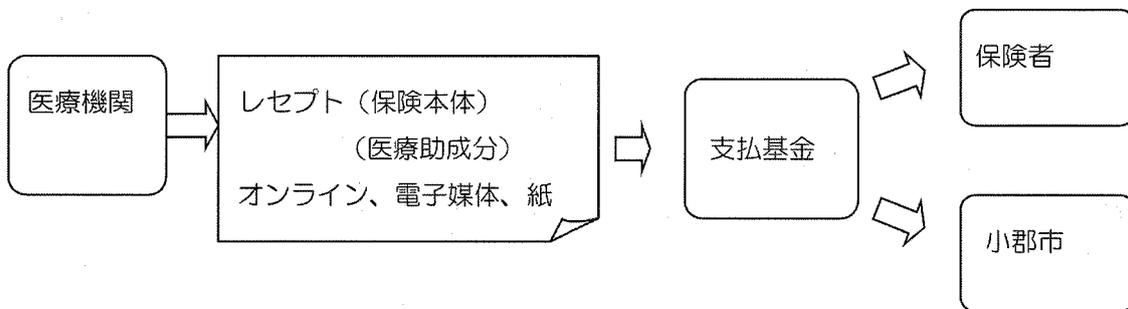
II 今回の変更内容

- 1 平成28年1月診療分から、被用者保険加入者分の本市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下 支払基金）に委託する。

【変更前 平成27年12月診療分まで】



【変更後 平成28年1月診療分から】



- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の本市医療費助成に係る医療費の審査支払事務については、引き続き国保連合会へ委託する。

I 小郡市医療費助成制度（乳・障・親）の概要

① 乳幼児等医療助成制度（法別番号 81）

対 象 者 * 生活保護受給者を除く	【通院】 就学前まで（ 6 歳到達後最初の 3 月 3 1 日まで） 【入院】 中学校 3 年生まで（ 1 5 歳到達後最初の 3 月 3 1 日まで） 《* 就学後の【入院】は現金支給》 《* 就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先》
自己負担金 * 1 つの医療機関ごとに * 調剤は自己負担金なし	【通院】 1 ヶ月 600 円限度（ 3 歳以上就学前まで） 【入院】 1 日 500 円（ 1 ヶ月 3, 500 円限度） 《* 3 歳未満の場合【通院】【入院】とも自己負担金なし》 《* 3 歳以上～就学前まで【入院】自己負担なし》
所得制限	あり <児童手当準拠>

② 重度障害者医療助成制度（法別番号 80）

対 象 者 * 生活保護受給者を除く	6 歳就学後 6 5 歳未満の方、 6 5 歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち、次のいずれかに該当する方。 ① 身体障害者手帳の 1 級または 2 級を保有の方 ② 児童相談所または障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された方 ③ 身体障害者手帳の 3 級を保有し、かつ児童相談所または障害者更生相談所において中度の知的障害者と判定された方 ④ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級を保有の方 * 6 5 歳未満とは 6 5 歳の誕生日（ 1 日生まれの方は、 6 5 歳の誕生日の前日）まで、それ以降は 6 5 歳以上
自己負担金 * 1 つの医療機関ごとに * 調剤は自己負担金なし	【通院】 1 ヶ月 500 円限度 【入院】 1 日 500 円（ 1 ヶ月 5, 000 円限度） 《* 低所得の場合【入院】 1 日 300 円（ 1 ヶ月 3, 000 円限度）》
所得制限	あり <特別児童扶養手当準拠>

③ ひとり親家庭等医療助成制度（法別番号 90）

対 象 者 * 生活保護受給者を除く	① 1 8 歳未満の児童を監護している母子家庭の母と、その小学生以上 1 8 歳未満の児童 ② 1 8 歳未満の児童を監護している父子家庭の父と、その小学生以上 1 8 歳未満の児童 ③ 父母のない小学生以上 1 8 歳未満の児童 * 1 8 歳未満とは 1 8 歳到達後最初の 3 月 3 1 日まで
自己負担金 * 1 つの医療機関ごとに * 調剤は自己負担金なし	【通院】 1 ヶ月 800 円限度 【入院】 1 日 500 円（ 1 ヶ月 3, 500 円限度）
所得制限	あり <児童扶養手当準拠>